

## 意見書

平成18年12月21日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしがいいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうしつこうやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成18年11月21日付け情審通第97号で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

### **「接続料規則の一部を改正する省令」の一部改正について**

今回の「接続料規則の一部を改正する省令」の一部改正は、端末系交換機能に係る接続料原価より控除される NTS コストが、公衆電話機能に係る接続料原価への付け替えを認める内容となっています。しかしながら、公衆電話はユニバーサルサービス基金の補填対象であり、省令において公衆電話機能に係る接続料原価への NTS コストの付け替えを規定する以前に、まずは平成 18 年 11 月 21 日付けの情報通信審議会答申における収支改善等の要望事項の達成状況を検証することが必要なものと考えます。

本来、控除された NTS コストは NTT 東西の基本料収入によって賄われるべきと整理されたものであり、NTT 東西において公衆電話の利用者料金の在り方に係る議論も行わないまま、公衆電話料金に基本料に相当するものがないとして、ただちに公衆電話機能に係る接続料原価への付け替えを可能とすることは、接続事業者に負担を転嫁することを省令においても許容するものであり、NTT 東西に対し、安易に接続料原価への加算を認めることとなり、NTT 東西の効率化インセンティブを削ぐ結果を招くことから、適当でないものと考えます。

前述の通り、そもそも NTT 東西の第一種公衆電話はユニバーサルサービス基金による補填対象となっており、一層の効率化、収支改善が必要とされているところです。平成 18 年 11 月 21 日付けの情報通信審議会答申においても、収支改善計画の報告及び検証、NTT 東西への行政指導(平成 18 年 8 月実施)に沿った効率化施策の実施状況報告、情報の開示促進等が要望されているところです。このことから NTT 東西の効率化インセンティブを削ぐことにつながる施策をとることを避け、まずは公衆電話の経営効率化及び情報公開促進を確保することが必要なものと考えます。

以上